

JILPT 資料シリーズ

No. 104 2012年 3 月

労働時間規制に係る 諸外国の制度についての調査



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

労働時間規制に係る 諸外国の制度についての調査

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

まえがき

本報告書は、諸外国の労働時間規制に関する制度を確認することを目的として、厚生労働省の要請を受け、当機構が行った「労働時間規制に係る諸外国の制度・実態についての調査」の結果をとりまとめたものである。調査対象はEUのほか、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカの4カ国である。

わが国では、長時間労働の問題が長きにわたり議論されているものの、目覚しい改善をみない状況が続いている。一頃よりは減少したとはいえ、いわゆる「過労死」は未だに年間100名強を数える。これがそのまま‘karoshi’として英単語になっていることから、他国にあまり例のない状況が生じていると見ることができるだろう。また一方、一定収入以上の労働者に対して時間外割増手当の支払いを免除する、ホワイトカラー・エグゼンプションの導入の是非をめぐる議論も記憶に新しいところだ。労働時間の問題は、その背景にある働くこと自体に関する考え方、文化の問題でもある。

今回の調査においてその把握に努めた諸外国における労働時間規制の制度もまた、各国固有の文脈の中で醸成されてきたといえる。EUでは、域内に共通の法制度が適用されているが、加盟各国では自国の状況に合わせた法整備を行っている。またアメリカについては、ホワイトカラー・エグゼンプションをめぐる近年の動向をまとめているが、これも同国の制度的背景を前提に運用されているといえよう。

わが国における今後の労働時間規制のあり方をめぐる議論に、本報告書が参考となれば幸いである。

2012年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 山口浩一郎

執筆担当者（執筆順）

氏名	所属	担当
ひぐち ひでお 樋口 英夫	労働政策研究・研修機構 主任調査員補佐	第1章、第4章
いいた けいこ 飯田 恵子	労働政策研究・研修機構 主任調査員補佐	第2章
ふじもと れい 藤本 玲	パリ・デカルト大学（パリ第5大学）博士課程	第3章
はたの としみち 幡野 利通	税理士・法学博士	第5章

労働時間規制に係る諸外国の制度についての調査

目 次

まえがき

第1章 EU	1
第1節 EU法による労働時間規制	1
第2節 指令改正をめぐる議論	12
第2章 ドイツ	19
はじめに	19
第1節 労働時間の規制	19
第2節 労働時間の実態	25
おわりに	36
第3章 フランス	39
はじめに	39
第1節 法定労働時間の変遷	39
第2節 労働時間に関する法規制及び諸制度	41
第3節 労働時間の実態	51
結語	55
第4章 イギリス	59
第1節 労働時間規制の現状	59
第2節 労働時間の実態	67
第5章 アメリカ	
－ホワイトカラー・エグゼンプションに係る裁判例の検討を中心として－	79
はじめに	79
第1節 ホワイトカラー・エグゼンプション制度の趣旨及び目的	79
第2節 ホワイトカラー・エグゼンプションの判断基準	83
第3節 ホワイトカラー・エグゼンプションの類型	92
第4節 日本法への示唆	118